

令和2年6月8日 提出

## 閉会中（休会中）における質問書

(議会基本条例第19条第1項関係)

質問者氏名	小林 伸行
回答を求める者	市 長

### 【件名及び質問の要旨】

#### 1 今後の財政について

- (1) コロナ禍に対応した財政出動のための財源確保に向けた行財政改革について、市長のお考えを伺う。

#### 2 地域経済の活性化策について

- (1) 入札や契約に当たって、原則として市内を優先するよう、条件などを改めて見直してはどうか。
- (2) 既存のプレミアム付商品券を活用した、市職員の地域消費の促進として、市職員 3,297 名の多くに支払われている住居手当総額約 4 億 5000 万円を期間限定で支給停止し、本市経済が十分に回復するまでは同等の額をプレミアム付商品券で支払ってはどうか。プレミアム付商品券の期間を延長して流用する格好だ。市職員も協力して市内経済を盛り上げてくれることを市民は望んでいるはずであり、市職員を雇っている納税者市民に今こそ恩返しをすべきであって労働組合も反対はしないはずだ。

#### 3 市役所の構造の転換について

- (1) 2013 年 3 月の総務常任委員会で 1 階・2 階に個室の応接室などをたくさん設け、逆に 3 階以上には外部の人間が入ってこられないようにすることを提案していた。これに対して、総務部長からは「今後検討していきたい」との答弁もあったが、7 年

間の検討の結果、どうなったのか。

- (2) 市民対応については基本的に、監視カメラを配置して警備員が巡回する1階・2階の応接ブースで行うようにし、実際の様々な作業は部外者の目の届かない3階以上の執務場所で行うこととすることが望ましいのではないかと市長の考えを伺う。

#### 4 個人情報保護について

- (1) 住民票は誰でも取得できてしまう。委任状は、委任元の身分確認をせず、委任された人の本人確認をするだけであるため、簡単に偽造されうる。また、親や子どもなど直系の家族は、世帯が別であっても住民票を取得することができる。これは、全国的に見られる問題のようだが、本市において上乘せや横出しで規制することはできないものか。
- (2) 加害者が住民票等を入手できないように国が定めている「DV等支援措置」への対応がひどいものだった。3回通って、ようやく対応してもらえた人がいる。しかも、3回目に私が帯同して「申出した後に該当しないとされるなら分かるが、申出を受理すらしないのはおかしい」と諄々と説いてようやくだった。同様の対応が繰り返されないよう市長から指導いただけないか。
- (3) DV・ストーカー関連の問題で訪問しているのに、後ろを色々な人が通り過ぎていく窓口で顔の見える状態で打合わせして、後ろから名前が見える場所で「DV等支援措置」の申出書を書かせるのは好ましくない。少なくとも窓口サービス課と生活福祉課の業務については、完全個室、仕切られた応接ブース、つい立てのある記入台などを用意し、相談内容に応じて使い分けられるようにすべきではないか。

#### 5 観光とイベントの在り方について

- (1) 観光産業とイベントは不安定だ。しかも不要不急の各種イベントに、財源と本市の優秀な職員のエネルギーを割くべきか、疑問を感じている。観光や各種イベントは、自治体の中核事業ではない。庁内の人手不足や多忙感も叫ばれる中、ノンコア事業であるイベント類についてはできるだけ民間に委ね、市役所

は自治体にしかできないコア事業に経営資源を集中させるべきではないか。

- (2) コロナ禍により、数年にわたって、観光業にはブレーキがかかることが予想される。そのため、外からお金を呼び込む観光への投資を少し抑え、しばらくは市内のお金が市外に流出しないような循環型経済の仕組みを作ることに重点的に投資をしたほうが良いのではないか。